

令和3年狛江市議会第1回定例会関係事務日程

1 月			2 月			3 月		
①	金	元日	1	月		1	月	
2	土		2	火		2	火	
3	日		3	水		3	水	
4	月	御用始	4	木		4	木	
5	火		5	金	議案決裁・調製印刷	5	金	
6	水		6	土		6	土	
7	木		7	日		7	日	
8	金		8	月		8	月	
9	土		9	火		9	火	
10	日		10	水	会派代表者会議	10	水	
⑪	月	成人の日	⑪	木	建国記念の日	11	木	
12	火		12	金	第1回定例会告示	12	金	行政報告締切(最終日報告)
13	水	定例会提出予定議案締切	13	土		13	土	
14	木		14	日		14	日	
15	金		15	月	議会運営委員会	15	月	
16	土		16	火		16	火	
17	日		17	水		17	水	
18	月		18	木		18	木	
19	火	(庁議)定例会提出予定議案審議	19	金	定例会開催日(予定)	19	金	
20	水		20	土		⑳	土	春分の日
21	木		21	日		21	日	
22	金		22	月		22	月	
23	土		㉓	火	天皇誕生日	23	火	
24	日		24	水		24	水	
25	月	議案原稿締切	25	木		25	木	議会運営委員会
		行政報告締切	26	金		26	金	定例会最終日(予定)
		請願陳情状況報告締切	27	土		27	土	
		一般質問措置状況締切	28	日		28	日	
		一部事務組合会議結果報告締切	29	月		29	月	
26	火				30	火		
27	水				31	水		
28	木							
29	金							
30	土							
31	日							

令和3年狛江市議会第1回定例会議案提出スケジュール

1 月			2 月			
	条例	条例以外		条例	条例以外	
①	金 元日		1	月		
2	土		2	火		
3	日		3	水		
4	月 御用始 法制支援システム入力		4	木		
5	火	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 随時、政策法制担当 と条例内容について 調整を行う。 </div>	5	金	議案決裁(市長決裁終了)・調製印刷	
6	水		6	土		
7	木		7	日		
8	金		8	月		
9	土		9	火		
10	日		10	水		
⑪	月 成人の日		⑪	木	建国記念の日	
12	火 条例担当者起案	議案担当者起案	12	金	第1回定例会告示 政策室⇒議会 議案持込	
13	水 定例会提出予定議案締切	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> ・従来起案していない 議決事項についても起 案(A決裁)をする。 ・起案内に議案となる ことを明示する。 ・主管課で議案審査を する。審査の際、係内 で読み合わせを行う。 </div>	13	土		
14	木		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> ・主管課で条例審 査をする。審査の 際、係内で読み合 わせを行う。 ・主管課決裁 </div>	14	日	
15	金			15	月	
16	土			16	火	
17	日		17	水		
18	月 例規審査	議案文書審査	18	木		
19	火 定例会提出予定議案審議	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 政策法制担当で 文書審査を行う。 </div>	19	金		
20	水		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 政策法制担当で 例規審査を行う。 </div>	20	土	
21	木			21	日	
22	金			22	月	
23	土		23	火	天皇誕生日	
24	日		24	水		
25	月	議案原稿締切 行政報告締切 請願陳情状況報告締切 一般質問措置状況締切 一部事務組合会議結果報告締切	25	木		
26	火	第1回議案・資料印刷	26	金		
27	水	主管課最終確認	27	土		
28	木		28	日		
29	金					
30	土					
31	日					

備考

1 このスケジュールは、議案を議会に上程するに当たり、円滑に議案審査等の事務を行うための目安となるスケジュールを示したものである。したがって、当該スケジュールより前倒して議案の準備をすることは、差し支えない。
また、諸般の事情によりやむを得ず、このスケジュールより議案の準備が遅れる場合においては、主管課長は、1月13日(水)までに政策室長に協議を申し入れ、代替するスケジュール案を示すこと。

2 条例案については、主管部長及び主管課長とあらかじめ調整の上、条例の上程について政策法制担当職員に事前に相談していただくようお願いいたします。